

# 田原市公共施設LED照明賃貸借公募型プロポーザル募集要領

## 1 目的

二酸化炭素削減による脱炭素社会の実現、経費削減による財政負担の軽減及び蛍光灯等照明器具の生産終了への対応を目的として、公共施設の既存照明設備を賃貸借方式によりLED照明に更新する。

なお、田原市公共施設LED照明賃貸借業務（以下「本業務」という。）の実施にあたり、調査、設計、施工、賃貸借及び維持管理を一括で委託できる、本市に最も適した事業を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

## 2 業務概要

### (1) 案件名

田原市公共施設LED照明賃貸借

### (2) 業務内容

別添「田原市公共施設LED照明賃貸借仕様書」による

### (3) 対象施設

「別紙1 対象施設一覧」を参照

### (4) 照明器具の種別及び数量

「既存照明・提案LED照明一覧及び省エネ試算表（様式第8）」のとおり

※「既存照明・提案LED照明一覧及び省エネ試算表（様式第8）」については、参加資格があると認められた者に別途配布する。なお、本市の都合により、照明器具の種別及び数量の変更を行う可能性があるため留意すること。ただし、「(6) 提案上限額」で示す全対象施設の賃貸借料の総額の上限額を超えることはない。

### (5) 契約方式及び賃貸借期間

ア 賃貸借契約 10年（120か月）

イ 賃貸借開始日については、以下のとおりとする。

(ア) グループ① 令和9年4月1日

(イ) グループ② 令和10年4月1日

(ウ) グループ③ 令和10年11月1日

※1 各施設の施工・賃貸借契約開始スケジュールは、「別紙2 業務スケジュール」の時期を目安に、本市との協議により決定することとする。

### (6) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

全対象施設の賃貸借料の総額

2,261,360,000円

(ア) グループ① 738,356,000円

(イ) グループ② 945,394,000円

(ウ) グループ③ 577,610,000円

### 3 スケジュール（予定）

内 容	日 時 等
公告日	令和8年4月17日（金）
質問受付期間	令和8年4月17日（金）～5月12日（火） 午後4時まで随時
質疑への回答	令和8年5月15日（金）
参加表明書等の提出期限	令和8年5月22日（金）
参加資格確認結果発表（通知）	令和8年5月28日（木）
企画提案書等の提出期限	令和8年6月12日（金）午後4時まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年6月24日（水）
結果発表（公表・通知）	令和8年6月29日（月）

### 4 参加形態

本プロポーザルに参加しようとする者は（以下「応募者」という。）は、リース役割を担う事業者（以下「リース事業者」という。）単独又はリース事業者を含めた複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、本プロポーザルの参加表明時に全構成員を明らかにすること。なお、グループの場合であっても、本市との賃貸借契約はリース事業者が受注者となって行うものとする。

（1）構成員が以下の役割を分担するものとする。

- ア リース役割 照明器具の賃貸借及び管理、契約等の諸手続
- イ 調査設計役割 調査・設計業務
- ウ 施工役割 照明器具の更新作業に係る全ての業務
- エ その他の役割 上記アからウ以外の本事業に必要とされる業務

（2）補足事項

- ア 構成員とは、リース事業者又はリース事業者と直接契約を締結する事業者をいい、各構成員（リース事業者は除く。）の下請となる事業者は含まない。
- イ グループの代表者は、リース事業者とし、事業遂行全般の責を負うものとする。
- ウ 各役割（リース役割は除く。）は、複数事業者での構成も可とする。
- エ 一事業者が複数の役割を兼ねることも可とする。
- オ 参加表明書の提出後は、応募者の構成員を変更することはできない。ただし、リース事業者を除き、本市が認めたときはこの限りでない。

### 5 応募資格

（1）応募者（構成員含む。）は次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 田原市工事請負契約に係る入札参加停止措置要領（平成19年2月1日施行）に基づく入札参加停止の措置又は田原市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成19年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同

法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされていない者であること。

- エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - オ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - カ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
  - キ 銀行取引停止処分がなされていない者であること。
  - ク 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (2) 代表者であるリース役割の事業者は、公告の日の前日において、令和8・9年度田原市入札参加資格者名簿において、「リース・レンタル」に登録された事業者であること。
  - (3) 施工役割を担う事業者は、公告の日の前日において、令和8・9年度田原市競争入札参加資格者名簿において、愛知県内の本店、支店、営業所その他これらに類する事業所で電気工事に登録され、かつ、電気工事業において特定建設業の許可を取得していること。
  - (4) 複数の応募者の構成員等となることの禁止  
応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

## 6 質疑の受付及び回答

### (1) 提出方法

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問書(様式第5)」により、「12問合せ先」宛てに電子メールにて提出し、電話にて到達確認を行うこと。

なお、件名を「田原市公共施設LED照明賃貸借業務プロポーザルに関する質問【事業者名】」とし、電話・口頭等による質問への個別対応は行わない。

### (2) 提出方法

令和8年5月12日(火)午後4時まで

### (3) 質疑回答

令和8年5月15日(金)(予定)までに、市公式ウェブサイトにて公開する。

※質問の回答内容は、本要領の追加又は修正とみなす。

## 7 参加申込の手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下により参加表明書等を提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年5月22日(金)午後4時必着

### (2) 提出場所

本要領「12 問合せ先」に同じ

### (3) 提出方法

「(4) 提出書類」について、持参(開庁日の窓口受付時間内)、郵送(書留郵便

に限る) またはメールにて提出すること。持参する場合は、持参する旨の事前連絡を「12 問合せ先」に電話連絡することとする。郵送する場合も受付期間内に必着、メールは受信完了とし、受付期間内に電話により到着、受信状況の確認をすること。なお、本市は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任を負わない。

#### (4) 提出書類

##### ア 参加表明書(様式第1)

グループの場合は、代表者にて参加表明書を提出すること。

##### イ グループ構成表(様式第2)

グループの場合は、応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明記すること。なお、リース会社単独での応募の場合は、提出は任意とする。

##### ウ 委任状(様式第3)

本事業における事務手続き等の権限に関して、応募者の各構成員からグループ代表者への委任状を提出すること。なお、リース会社単独での応募の場合は、提出は不要とする。

##### エ 会社概要書(様式第4)

会社概要には、本社所在地、支店等の所在、代表者職氏名、設立年月日、資本金、従業員数(うち技術者数)及び会社の事業概要について具体的に記載し、構成員ごとに提出すること。

#### (5) プロポーザル審査会通知

提出された参加表明書等の提出書類を基に参加資格を確認し、参加資格要件を満たすと判断された応募者(グループの場合はその代表者)には、令和8年5月28日(木)(予定)付けでメールにて通知し、同時に、既存照明・提案LED照明一覧及び省エネ試算表(様式第8)を送付する。

なお、提出書類に不備があった場合には失格とする。また、参加資格要件を満たさないと判定された応募者(グループの場合はその代表者)には、その理由を付して通知する。

## 8 企画提案書等の提出

参加資格がある旨の結果通知を受けた者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

#### (1) 提出期限

令和8年6月12日(金)午後4時必着

提出期限後の書類の再提出、差し替え、追加提出は認めないものとする。ただし、企画提案書の内容を確認するため、本市が追加資料を求めた場合はこの限りではない。

なお、提出期限までに書類提出がなかった場合、参加辞退したものとする。理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

#### (2) 提出場所

本要領「12 問合せ先」に同じ

#### (3) 提出方法

「(4) 提出書類」について、持参(開庁日の窓口受付時間内)または郵送(書留郵便に限る)により提出すること。持参する場合は、持参する旨の事前連絡を「12 問合せ先」に電話連絡することとし、提出時の企画提案内容等の説明は受け付けない。郵送する場合も受付期間内に必着とし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。なお、本市は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任を負わない。

#### (4) 提出書類

- ア 提出書類一覧表の順にまとめること。
- イ 別添の仕様書に基づき、A3サイズ片面5枚以内(任意様式、図表の挿入可)とし、原則、本文のフォントは資料として読みやすいフォントを使用して、文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りではない。
- ウ 写真、イラスト、図面等を用いて分かりやすい表現に努めること。
- エ 仕様書に記載のない事項であっても、独自の判断により本業務に必要であると思われる業務がある場合及び、業務を行う上で本市にメリットがあると思われる業務においては、積極的に提案すること。ただし、これに係る経費は、提出する見積額に含むものとする。
- オ 1者1提案とすること。

#### (5) 提出書類一覧表

次に掲げる書類のうち、「④既存照明・提案LED照明一覧及び省エネ試算表」を除く、①～⑥の各書類とも紙媒体による原本1部とそのカラーコピー11部の計12部を提出すること。1部ずつ表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じて提出すること。また、作成した電子ファイル(Word、Excel)並びに作成した電子ファイルをPDF化したものを保存したCD-ROM1枚を持参又は郵送にて提出すること。

「④既存照明・提案LED照明一覧及び省エネ試算表」については、A3横長ファイルに綴じて1部提出し、あわせて電子データをファイル形式はExcelのままCD-Rにて提出すること。

提出書類一覧表

順番	提出書類の名称	様式	規格等
①	提案書提出届	様式第6	○所在地、称号又は名称、代表者氏名、電話番号を明記すること。 ○正本の書類に原本を添付し、副本には写しを添付すること。
②	提案書	任意様式 A3 (横) 5枚以内 (片面)	○仕様書に基づき、(5) 企画提案書の内容について記載すること。 ○選定委員が審査会の際に評価しやすいよう、別紙2「評価基準」に合わせて企画提案書をまとめること。
③	業務実績調書	様式第7	○令和3年4月以降に、国または地方公共団体が発注した同種業務の実績があれば、構成員ごとに記載すること。同種業務とは公共施設LED化に関する業務のことをいう。 ○田原市が発注した工事の実績があれば記載すること。 ※受注実績を確認するため、契約書等の写し(契約内容が確認できる部分のみで可)を添付すること。
④	既存照明・提案LED照明一覧及び省エネ試算表	様式第8	○提案照明の仕様等を記載すること。 ○提案照明は、既存照明の仕様に応じ選定すること。 ○従量電気料金については、各施設の電力量料金単価にて計算すること。 ○CO2排出量については、CO2排出係数0.000421(tCO2/kWh)にて計算すること。 ○提案照明は、原則として既設照明と同位置、同台数を前提とし、台数を減らすことは提案時には認めない。 ○全ての対象施設のLED化が完了した場合の電気使用量、従量電気料金及びCO2排出量の値を記載すること。
⑤	リース費内訳明細書 機器仕様明細書	任意様式	○現地詳細調査後の費用増減を決めるため、諸経費等を施設ごとに按分し、各施設の使用機器ごとの製品代及び施工費について内訳明細を記載すること。
⑥	見積書		○見積り内容を可能な限り詳細に記載すること。(税込み) ※優先交渉権者となった場合は、企画提案書の内容を協議の上、改めて見積書を提出すること。

## (6) 提案書の作成方法

### ア 事業者の体制

各役割の会社概要及び業務担当者等の情報を記載すること。

### イ 事業スケジュール

「別表2 業務スケジュール」を参考に令和8年度から令和10年度までの各年度における現地調査、詳細協議、契約締結、施工及び賃貸借開始等の一連の工程内容及び工程表をグループごとに記載すること。

### ウ 地元事業者の活用

施工役割にあたる事業者について、請負区分（元請け、下請）、事業者名、所在地及び区分を明確にし、費用がどのように負担されるか記載すること。

なお、地元事業者とは、市内に本店を置く電気工事事業者とする。

### エ 施工計画に関する提案

#### (ア) 施工方法及び作業時間等

施工方法や作業時間等について配慮または工夫する点を記載すること。

#### (イ) 品質管理

施工の品質を確保するための施工管理方法、試験方法、及び基準値等について記載すること。

#### (ウ) 連絡体制

施工中に災害や事故等が発生した際の連絡体制について記載すること。

### オ 設置器具に関する提案

施設や器具種類等ごとに、どのような基準で照明器具を選定するか記載すること。また、照明器具の機能について、施設の日常の使用目的や保安全管理を考慮した有益性のある提案を記載すること。

### カ 物品保守に関する提案

#### (ア) 保証内容

保証される対象、期間及び内容並びに保証対象外となる事由等について記載すること。

#### (イ) 維持管理・保守の実施体制

不具合時の対応体制について記載すること。

### キ その他

(ア) ア～カまでの他に、本市にとって有益性のある創意工夫の提案を記載すること。

例：賃貸借契約終了時の照度保証、機能の追加、削減効果の検証等

(イ) 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。

## 9 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された提案書について、田原市公共施設LED照明賃貸借プロポーザル審査委員会が審査する。

### (1) 審査の流れ

- ア 審査は、提出された企画提案書の内容と、企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を踏まえるものとする。
- イ プレゼンテーション等の出席者は6名以内とし、いずれも応募者（グループ構成員含む）に所属する者のみとする。なお、説明者は、本業務を実際に行う担当者を主とすること。
- ウ 日程及び会場等日時  
日程：令和8年6月24日（水）  
場所：田原市役所北庁舎300会議室
- エ プレゼンテーション等は、参加者が提出した企画提案書の内容を用いて行うこととし、新たな内容の資料提示は認めない。
- オ プレゼンテーション等では、市が準備するスクリーン等を使用し、企画提案書に基づいて説明することを基本とする。なお、スクリーン、プロジェクター及び接続用ケーブル（HDMI端子）は市で準備するが、パソコン等その他必要機器は提案者の持ち込みとする。
- カ 1者につき20分以内のプレゼンテーションを行い、その後に審査委員による質疑を20分程度行う。なお、準備や片づけの時間は含まない。
- キ 質疑に対する応答は、審査会内で応答し、持ち帰りは認めない。
- ク プレゼンテーション等に参加しない場合は、審査の対象としない。

### (2) 審査の方法

- ア 応募者からの提案書及びプレゼンテーション等をもとに提案内容の実行能力を審査する。
- イ 企画提案者が6者以上に及ぶ場合は、書類審査による事前審査を行い、5者程度を選定する。事前審査は別表の審査項目及び審査基準に基づき提出された企画提案書を採点するものとする。
- ウ 審査の結果、審査員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を受託候補者とし、事業契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、提案された見積額がより低い応募者を優先交渉権者とする。  
なお、応募者が1者だけの場合でも、審査会を実施し、審査を行う。  
また、本プロポーザルで最優秀提案者として選定された事業者は、審査の結果、最適な事業者として選定した者であり、最低基準点に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。
- エ 配点の5割を最低基準とし、最低基準点に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。
- オ 市が要求する水準に適合していない項目が一つもないこと。

カ 審査に係る評価及び採点に関する異議は受け付けない。

(3) 審査項目

審査項目は別表のとおりとする。

(4) 審査結果の通知

審査を受けた全ての事業者に対し、審査の結果を通知する。

(5) 失格

提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(ア) 提出書類の作成及び留意事項、提出方法、提出期限を遵守しない場合

(イ) 虚偽の内容が記載・提示されている場合

(ウ) 委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合

(エ) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

(オ) 契約締結までの間に指名停止の措置や指名除外の措置を受けた場合

(カ) 見積金額が提案限度額を上回った場合

(キ) その他、本要領に違反すると認められた場合

## 10 契約に関する事項

(1) 基本協定書の締結

本市及び受託候補者は、賃貸借契約の締結に向けた詳細協議を実施するため、基本協定書を締結する。

(2) 現地調査及び詳細協議

優先交渉権者は、令和8年度から令和10年度まで合計3の発注グループごとに、各施設について現地調査を行った上で、見積書を提出すること。

また、優先交渉権者は、自己の責任と費用において、本業務に関して必要な準備行為（設計に関する打合せを含む。）を行うことができるものとし、本市は、必要かつ可能な範囲で協力するものとする。

ア 受託候補者は、提案した内容の賃貸借料の根拠となる内訳明細書を提出すること。この内訳明細書を用いて、調査後の増減を決めるため、諸経費等按分して、使用機器ごとの製品代、工事費の単価内訳も添付すること。また、公表するデータ「既存照明・提案LED照明一覧及び省エネ試算表（様式8）」は図面を元にリスト化したデータであり、施設の現況と必ずしも一致する内容ではないことから、設置作業に先立って、記載内容と現地との整合確認のために、必ず現地調査を実施し、現況に即した内容に更新すること。

なお、現地調査を行う際は、各施設と協議し、施設運営に支障が出ないように配慮すること。

イ 詳細協議においては、提案内容及び現地調査の結果等を踏まえ、賃貸借契約内容について、本市と協議を行うものとする。

(ア) 調査期間

「別表2 業務スケジュール」を参考に、各グループの工事着手前の期間にて行う。

(イ) 提出物

- a 賃貸借契約に係る見積書・施設ごとの内訳書
  - b 既存照明・提案LED照明一覧及び省エネ試算表（様式第8）
  - c 施工計画書
- (3) 契約の締結
- ア 契約内容について、本市と協議が成立した場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、当該賃貸借契約を締結する。
  - イ 契約金額については、提案書等で提示された金額を基に協議により決定する。
  - ウ 契約時期
    - 令和8年度 令和8年11月上旬…グループ①
    - 令和9年度 令和9年6月下旬…グループ②
    - 令和10年2月下旬…グループ③
  - エ 本市と受託候補者の協議の結果、契約に至らなかった場合は、同様に次点者と基本協定書を締結し、詳細協議を行うものとする。
- (4) 契事業実施におけるリスク分担
- 本市と事業者の責任分担は、原則として、仕様書別表「リスク分担表」によることとする。なお、本表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議のうえ対応するものとする。

## 11 その他

- (1) 企画提案書作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しないものとする。提出された書類については本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (3) 本プロポーザルに係る本市からの参加報酬はないものとする。
- (4) 採用案の著作権は本市に帰属する。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属する。
- (5) 本プロポーザル実施についての説明会は行わないものとする。
- (6) 参加表明書を提出した後、何らかの理由において辞退する場合は、様式第9「辞退届」を提出するものとする。この提出により、今後の業務において、不利益な扱いを受けることはない。
- (7) 提出書類について田原市情報公開条例（平成17年田原市条例第50号）の規定に基づく開示請求があったときは、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。  
 なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示となる。

## 12 問合せ先

事務局 田原市役所 市民環境部 環境政策課 ゼロカーボン推進係  
担当者 鈴木 義信  
所在地 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30-1  
電話番号 0531-23-7401  
FAX 0531-23-1832  
Eメール [kankyo@city.tahara.aichi.jp](mailto:kankyo@city.tahara.aichi.jp)

(別表)

審査項目

評価項目		評価の視点	配点
業務実績及び経験	リース役割を担う事業者の業務実績	過去5年間（令和3年度から令和7年度までをいう。以下同じ。）に、国又は地方公共団体が発注した本業務と同種のリースによる公共施設（建築物）のLED化整備事業で賃貸借を開始した実績件数はどれだけあるか。	5
	調査設計役割を担う事業者の業務実績	過去5年間に、国又は地方公共団体が発注した本業務と同種の公共施設（建築物）のLED化整備事業において、設計業務を受注又は調査設計役割として事業に参加した実績件数はどれだけあるか。	5
	施工役割を担う事業者の業務実績	過去5年間に、国又は地方公共団体が発注した電気工事において、元請けとして工事を完了・引き渡した実績件数はどれだけあるか。	5
業務の提案内容	地元事業者の活用	総事業費用のうち、市内に本店を置く事業者（元請、下請）が施工役割において負担する金額割合 ※配点×（市内本店の施工負担金額/総事業費のうち施工役割負担金額）	15
	事業コスト	提案に対して、コストが適正であるか。 ※配点×（全体の最低見積金額/当該見積金額）	30
	環境対策・省エネ性能	現状からどれだけ電気料金や二酸化炭素排出量が削減される見込みなのか。	10
	施工の計画・品質	施設運営に支障がないように配慮した更新計画か。施工の品質を確保するための具体的な提案があるか。	10
	器具の選定方法	施設の性質を理解した上で、本市にとって耐久性やデザイン性などを含めた有益性の高い機器選定を行っているか。（施設の利便性の向上に寄与しているか。）	10
	維持管理・保守の実施体制	不具合等が生じた際に、迅速に対応できる体制となっているか。	5
	提案の独自性・優位性	提案内容に工夫がなされ独自性・優位性があるか。	5
合 計			100